

下松市教育大綱

～育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり～

平成 2 8 年 6 月

下松市

1 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

今回、本市において策定する大綱は、主として「下松市総合計画 後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）の教育文化分野に掲げる基本目標、政策ならびに基本施策を、大綱の基本目標、基本方針として定めます。

なお、基本方針を実現するための具体的な方策として、後期基本計画に掲げる施策を展開することにより、取組を進めていきます。

2 大綱の期間

大綱の期間は、後期基本計画に掲げる理念や施策等との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、教育に関する社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、総合教育会議で協議し見直しを行います。

3 基本目標

～育ち育てる「まち」と誇りのある「さと」づくり～

4 基本方針

（1）学校教育の充実

ア 小・中学校教育環境の充実

学校施設の耐震化等による安全性の確保をはじめ、教育機器や図書の実情に沿った効果的な施設の整備及び維持管理に取り組み、良質な教育環境づくりを進めます。

イ 小・中学校教育の推進

児童生徒の「心豊かに生きる力」を育むことを基本目標とし、家庭・地域との連携・協働を深めるとともに、地域に開かれた信頼される学校づくりに向け、重点施策を定めて学校教育の一層の充実を図ります。

(2) 社会教育の推進

ア 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、青少年を守り、健全に育成する地域ぐるみの取組を進めます。そのため、関連団体と連携し、青少年やその見守りに関わる活動を促進するとともに、リーダーの育成や情報提供・共有などに努めます。

イ 生涯学習施設の充実

生涯学習活動と地域コミュニティ活動の拠点として整備した市民交流拠点施設の利用促進と、時代のニーズに対応した図書館の充実を図るとともに、多機能複合施設の利点を活かし、市民の学習や活動を支援する基盤の充実を進めます。また、他の公民館、文化会館などの施設の充実を図ります。

ウ 生涯学習の推進

生涯学習社会の実現を目指し、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる学習機会の充実に努めます。また、市民の自主性を尊重した生涯学習活動を促進、支援します。

(3) 文化・スポーツの振興

ア 文化の振興と文化財保護

芸術、歴史、生活など、地域に根ざすさまざまな文化の価値を高め、分かち合う視点に基づき、その支援を推進することで、市民によるさまざまな文化活動や関連行事など、個性や固有の文化を活かした下松市らしさの醸成を促進します。

イ スポーツの推進

健やかな心と体づくりに向けたスポーツ環境づくりを進めます。その一環として、レクリエーションから競技スポーツまで、市民の関心や状況に応じた支援とともに、保健部門との連携による健康づくりにつながるスポーツ振興の充実等に取り組みます。

ウ 多様な交流の展開

地域の活性化や生きがいづくり、郷土愛の醸成につながる交流活動を支援します。その一環として、関連イベントや人材の充実、活動拠点の確保や情報提供など、さまざまな視点に基づく支援に努めます。

(4) 人権教育の推進

ア 人権の尊重

人間関係の希薄化が叫ばれる昨今、人権に関する正しい知識や心がけを広く普及させるとともに、関連する学習機会などを通じ、人権意識の啓発・高揚に努めます。